

池袋地区駐車場整備計画の改定について

1. 背景

平成27年(2015年)7月に池袋駅周辺地域が特定都市再生緊急整備地域の指定を受けたことを契機として、近年さまざまな大型都市再生事業の計画が進んでいる。東池袋一丁目地区では2020年9月に国家戦略特区の都市再生プロジェクトとして都市計画決定され、その地域貢献策の一つとして附置義務駐車場とは別に100台規模の公共的駐車場を整備する計画となっている。また、池袋駅西口地区でも、再開発の動きが本格化しており、都市計画提案に向けた準備が進められている。池袋駅西口地区は、駅前に池袋西口都市計画公共地下駐車場を有しており、再開発事業により都市計画駐車場を含めた駐車施設全体の再整備が実施される予定である。この他にも、池袋駅東口の再編や西池袋一丁目地区の再開発などの動きもあり、これらのまちづくりの動向を踏まえ、都市計画駐車場を始めとする地区の主要な駐車場のあり方について改めて見直す必要が生じている。

2. 現在の池袋地区駐車場整備計画

5. 主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要

(1) 都市計画駐車場

(平成30年4月現在)

駐車場名	位置	区域面積	構造	都市計画決定台数	供用台数
池袋東口公共地下駐車場 (ISP駐車場)	南池袋 1丁目	約0.72 ha	地下1層 自走式	110台	171台
池袋西口都市計画公共地下駐車場 (ホープセンター駐車場)	西池袋 1丁目	約0.63 ha	地下2層 自走式	160台	231台
サンシャインパーキング	東池袋 3丁目	約9.17 ha	地下2層 自走式	1,600台	1,800台

(2) 主要な路外駐車場の位置及び今後整備が想定される大規模開発等の路外駐車場の位置

(平成30年4月現在)

(6) 今後の都市計画駐車場のあり方

都市計画駐車場は、後モータリゼーションの進展により自動車保有率に駐車場整備が遅い付かず常態化した路上駐車が交通渋滞を引き起こすなどの交通問題を解決するため整備されたものである。

現在、都市計画駐車場は、地区の不特定の駐車需要に対応する主要な駐車場としての役割を果たしているが、駐車場はその発生原因者である施設側が整備することが原則であり、その原因者が民間である場合は基本的には民間が整備主体となるという原則のもと、附置義務駐車場の整備が進捗していることにより、都市計画駐車場の役割も変化している。

これらのことから、今後は移動制約者や荷さばき車両の駐車需要の一部を担い、空いた駐車スペースをニーズに応じて有効活用するなど、まちづくりの観点から都市計画駐車場のあり方や効果的な運用・活用方法、必要規模を検討していくこととする。

13

今後は移動制約者や荷さばき車両の駐車需要の一部を担い、空いた駐車スペースをニーズに応じて有効活用するなど、まちづくりの観点から都市計画駐車場のあり方や効果的な運用・活用方法、必要規模を検討していくこととする。

3. 池袋地区駐車場整備計画の改定の検討

「まちづくりの連携した駐車場施策ガイドライン(基本編)国土交通省都市局」では、「公共駐車場に係る検討にあたってはその前提となる、都市計画上必要となる駐車場の整備量そのもの見直し、これを踏まえた駐車場整備計画の見直しも含めた検討を実施することが望ましい」としており、前述のまちづくりの動向を踏まえた都市計画駐車場の見直しにあたっては、駐車場整備計画の見直しも併せて検討する必要がある。

4. 池袋地区駐車場整備計画の改定に向けた検討体制

- ・平成 29 年度に計画を策定した際は、交通戦略委員会の「駐車場整備計画策定 WG」で検討し、交通戦略委員会で決定している。
- ・現在、交通戦略委員会は池袋駅周辺地域再生委員会・交通検討部会に移行しているため、本改定については、交通検討部会の下部組織として新たに「(仮称)駐車場整備計画改定 WG」を設置し検討する。

5. 検討スケジュール案

- | | | |
|-------------|-----------------------|----------------------------|
| 令和 3 年 10 月 | 交通検討部会 | 池袋地区駐車場整備計画改定に向けた方向性の確認 |
| 令和 4 年 3 月 | 交通検討部会 | (仮称)駐車場整備計画改定 WG の設置について承認 |
| 令和 4 年 5 月 | 第 1 回(仮称)駐車場整備計画改定 WG | ⇒駐車場整備計画改定案(素案)作成 |
| 令和 4 年 9 月 | 第 2 回(仮称)駐車場整備計画改定 WG | 駐車場 WG
⇒駐車場整備計画改定案作成 |
| 令和 4 年 10 月 | 交通検討部会 | 改定案の承認 |